

## ふるさと納税サイト管理・新規返礼品開拓等業務委託仕様書

### 1 業務の目的

湯沢町（以下、「当町」）のふるさと納税業務は、寄附申込みポータルサイトの追加や返礼品を拡充したことに伴い、寄附額及び寄附件数が増加している状況である。

寄附金額及び寄附件数が増加することにより、業務の効率化や当町のさらなる魅力発信及び寄附者を意識したサイト構築や新規返礼品の開拓、返礼品提供事業者（以下、「事業者」）への提案等により一層注力する必要性が高まっている。

当町と民間企業とが協力しそれらを達成することで、寄附金額のより一層の増加、さらには地場産品の販路拡大や地域活性化に寄与することを目的とする。

### 2 委託期間

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで（2年間）

### 3 業務委託料

- (1) 業務委託料は、委託期間の寄附金額（入金額）に契約単価を乗じ、千円未満を切り捨て、消費税及び地方消費税を乗じた額とする。
- (2) 業務委託料の算出に用いる寄附金額は、ふるさと納税制度における個人からの寄附金額のみとする。

### 4 業務内容

ふるさと納税サイト管理・新規返礼品開拓等業務（以下、「本業務」）のため、当町が現在運営しているふるさと納税ポータルサイト及び令和6年度に追加するポータルサイト（追加サイトは検討中）について、次の業務を行うものとする。

- (1) ふるさと納税ポータルサイトの運営に関する業務
  - ① 魅力的なポータルサイト作成に関すること
    - ア 寄附者が返礼品に興味を持ち、申込みに繋がるよう事業者への取材等を行い、返礼品紹介文を作成し、ポータルサイトに掲載すること。
    - イ 寄附者へ返礼品の魅力が伝わるよう事業者と調整し写真撮影を行い、必要に応じて加工等を行い、ポータルサイトに掲載すること。
    - ウ その他当町及び事業者からの掲載内容の修正、更新指示に迅速に対応すること。
  - ② 受託者は、当町と協議のうえ、ポータルサイト別の管理システムを積極的に活用し、自治体及び返礼品に関する新着情報等を発信すること。
- (2) 寄附リピーター及び新規申込者確保のための魅力発信やプロモーション等に関する業務
  - ① 受託者は、SNS アカウント等で、当町の魅力発信やプロモーション等を行う。
  - ② 受託者は、当町のふるさと納税の認知度向上に効果的な広告の提案を積極的に行い、

当町と協議のうえ掲載する広告を選定し、原稿及び画像等の作成を行うこと。なお、広告掲載に関して発生する契約業務及び広告掲載費の支払いは当町にて行う。

③その他、寄附リピーター及び新規申込者確保に効果的と思われる業務について、町と協議のうえ行うこと。

### (3) 返礼品提供事業者支援に関する業務

① 受託者は、事業者に対して定期的に訪問や面談を実施し、事業者との連携を密にし、返礼品の状態や梱包状況等について適宜確認を行い、魅力的な返礼品が提供されるように助言等を行うこと。

② 受託者は、必要に応じて事業者向けの勉強会等を開催すること。

### (4) 返礼品の新規開拓に関する業務

当町の返礼品を充実させるために、新規返礼品の開拓を当町と協力し積極的に行うこと。

### (5) 「ありがとう湯沢」応援感謝券に関する作成支援業務

受託者は、当町のふるさと納税の返礼品である「ありがとう湯沢」応援感謝券の次年度の券面や取扱店舗における掲示物等のデザイン考案を行うこと。

### (6) その他、本業務に関すること

## 5 再委託の禁止

本業務を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われるものについては、書面により当町の承諾を得た場合は、一部業務を委託することができる。

## 6 報告及び検査

(1) 受託者は、当町が必要と認める内容について、前月に実施した業務内容を業務実績報告書に取りまとめ、毎月提出するものとする。

(2) 業務の実施に重大な影響を与える事態が生じた場合は、前号に関わらずその都度速やかに報告書を提出し、当町と協議すること。

(3) 当町は、必要があると認めるときは、受託者に対して、事業の履行状況その他必要な事項について、報告を求め、検査することができる。

## 7 成果物の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて当町に帰属するものとし、当町の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 8 委託料の算出及び支払い

(1) 委託料の算出は、寄附金額（入金額）から算出を行うものとする。

(2) 受託者は、四半期ごとに当町へ請求を行うものとする。なお、毎月の寄附金額は、当町から受託者へ翌月の10日までに報告を行うものとする。

(3) 委託料の支払いは、当町が受託者より適正な請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

## 9 個人情報の取扱について

受託者は、本業務の履行にあたり、個人情報を含む当町の情報資産の取扱いについて情報セキュリティの必要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等から保護するため、必要な措置を講じること。

## 10 損害賠償

業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）について、賠償の責を負うこと。ただし、その損害のうち、当町、寄附者又は第三者の責めに帰する事由により生じたものについてはこの限りでない。

### 11 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

#### (1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、当町は事業の終了ができる。この場合、当町に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、受託者は次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう引き継ぎを行うものとする。

#### (2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、当町と受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより業務を終了できるものとする。なお、委託期間終了若しくは認定の取り消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際には、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

### 12 疑義の協議

仕様書等に明示されていない事項又は疑義が生じた場合、その都度、協議のうえ、当町の指示に従うものとする。

### 13 その他

- (1) 受託者は、関係法令等のほか、ふるさと納税制度を遵守し業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、当町と十分協議し、誠意を持って業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、十分な経験

と技術力を有する者を従事させること。

- (4) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、技術上、当然と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

別記

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務にて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせることや不当な目的に使用してはならない。契約の満了もしくは契約の解除後においても同様とする。

(従事者への周知)

第3条 受託者は、従事者に対して在職中及び退職後においても、業務にて知り得た個人情報をみだりに他人に知らせることや不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正な管理)

第4条 受託者は、業務にて知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5条 受託者は、業務のために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6条 受託者は当町の指示又は承諾がある場合を除き、業務にて知り得た個人情報を業務以外の目的で利用又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 受託者は、当町の指示又は承諾がある場合を除き、業務にて知り得た個人情報を複写または複製してはならない。

(再委託者への情報提供の禁止)

第8条 受託者は、個人情報を自ら取り扱うものとし、業務を再委託する者に取扱わせては

ならない。ただし、当町が事前に承認した場合はこの限りではない。

(資料の返還等)

第9条 受託者は、業務にて知り得た個人情報に記載された資料等を契約の満了もしくは契約の解除後に遅延なく当町に返還又は引き渡すものとする。ただし当町が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(立入調査)

第10条 当町は、受託者が業務の執行にあたり取扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第11条 受託者は、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じた場合又は生じる恐れがあることを知った場合は、直ちに当町に報告し、当町の指示に従うものとする。契約の満了もしくは契約の解除後においても同様とする。

(契約解除および損害賠償)

第12条 受託者は、当町が個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除または損害賠償の請求をすることができるものとする。